

放課後等デイサービス事業運営規定

【放課後等デイサービス ポジティブ】

(事業の目的)

第1条 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が開設する放課後等デイサービス ポジティブ（以下「事業所という。）が行う指定放課後等デイサービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指導員、保育士等（以下「従業者」という。）が、通所給付決定保護者及び障害児に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 一 事業所は、通所給付費決定保護者及び障害児の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。

二 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。

三 事業所は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都、区市町村、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

四 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

五 事業の実施にあたっては、前項4の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 放課後等デイサービス ポジティブ
- 二 所在地 東京都大田区仲六郷2-39-7 鈴木ビル1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 児童発達支援管理責任者 1名

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定放課後等デイサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- 三 児童指導員 3名 指導員 3名
放課後等デイサービス ポジティブの運営方針に基づき、サービスの提供・支援を行う。
- 四 ドライバー 1名以上
放課後等デイサービス ポジティブの運営方針に基づき、送迎サービス・補助支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 ①月曜日から金曜日、②長期休暇・土曜日
(ただし、祝日・日曜日及び12月29日から1月3日までを除く。)
※祝日に開所する場合もある。その場合は保護者へ事前に連絡をする。
- 二 営業時間 ①12時30分～18時 ②9時30分～17時
サービス提供時間 ①13時～17時30分
②10時～16時30分

(指定放課後等デイサービスの利用定員)

第6条 利用定員は一日10名とする。

(指定放課後等デイサービスの内容及び支給決定保護者から受領する費用等について)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定放課後等デイサービスが法廷代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

- 一 障害を持つ児童に、日常生活における基本動作の指導・集団生活への適応訓練を行う。
- 二 前項のほか、次に掲げる費用については利用者から徴収するものとする。

提供するサービス	費用
おやつ代	一食100円
創作活動にかかる材料費	創作活動に係る材料の実費
課外活動に係る交通費及び入場料等	課外活動に係る交通費、入場料等の実費
おむつ等日用品(必要な場合)	実費

*実費に関しては緊急な場合を除き事前に通知した上で徴収するものとする。

三 前項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定保護者に対し交付することとする。

四 事業所は第2項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定保護者の同意を得るものとする

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大田区、品川区、世田谷区、神奈川県川崎市の区域とする。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者・従業者一人一人にとって安全・安心を脅かす行為、自傷・他害の行為を行わない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者等は、指定放課後等デイサービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 一 虐待防止に関する責任者の措置
- 二 苦情解決体制の整備
- 三 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- 四 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

(感染症等の予防及びまん延の防止)

第13条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業者は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる措置を講じる。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、市内拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(適切な職場環境維持)

第 15 条 事業者は、適切な指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための明確化の必要な措置を講じる。

(その他運営についての重要事項)

第 16 条 一 事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修を随時計画し機会を設ける。

二 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。 平成 28 年 7 月 1 日より本改訂版を施行する。
平成 28 年 11 月 1 日より本改訂版を施行する。 平成 30 年 1 月 1 日より本改訂版を施行する。
平成 31 年 3 月 31 日より本改訂版を施行する。 令和元年 10 月 1 日より本改訂版を施行する。
令和 4 年 7 月 14 日より本改訂版を施行する。 令和 4 年 10 月 1 日より本改訂版を施行する。
令和 5 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。